

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

<現 状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全学齢児童生徒のうち0.48%が在籍）

学校制度

盲学校
(0.01%)

聾学校
(0.03%)

養護学校
(0.44%)
知的障害、肢体不自由、病弱

免許制度

盲学校教諭免許状

聾学校教諭免許状

養護学校教諭免許状

- ・児童生徒の障害の重度・重複化
- ・障害のある児童生徒数の増加

<今後の基本的な考え方>

学校制度

特別支援学校

盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度

免許制度

特別支援学校教諭免許状

一又は二以上の障害についての専門性を確保

連携

特別支援学校

福祉

大学

医療

労働

保育所

幼稚園

小学校

中学校

高校

支 援

- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実が図られる。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られる。